

## 河川及びダム事業の再評価実施要領細目

### 第1 目的

この細目は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、河川及びダム事業の再評価を実施するための運用を定め、もって適正に再評価を実施することを目的とする。

### 第2 再評価の対象とする事業の範囲

河川・ダム事業のうち以下の事業を除く全ての事業を対象とする。ただし、当該年度完成予定事業は除く。

- (1) 河川工作物関連応急対策事業
- (2) 直轄河川維持修繕事業及び直轄堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業
- (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業
- (4) 災害復旧に係る事業

### 第3 再評価を実施する事業

#### 1. 用語の定義

##### (1) 事業採択

「事業採択」とは、再評価の実施単位（以下「評価単位」という。）に事業費が予算化されたことをいう。

##### (2) 未着工の定義

河川事業における「未着工の事業」とは、用地買収等の契約が1件も成立しておらず、かつ、工事（当該事業に係る附帯工事を含む。）に未着手の事業をいう。

ダム事業における「未着工の事業」とは、用地補償基準が未妥結、かつ工事に未着手の事業をいう。但し、用地補償基準を作成しない事業の場合、「用地補償基準が未妥結」を「用地買収等の契約が1件も成立しておらず」と読み替えるものとする。

#### 2. 事業評価の単位の取り方

河川事業における評価単位は、一連の整備効果を発現する区間を基本とする。ただし、当該評価単位が非常に長大なものとなり一括の評価が困難である場合、同一区間でも整備の目的が異なる場合（例えば、通常改修と内水対策等）等においては、必要に応じて適切に評価単位を分割するものとする。

ダム事業における評価単位については、原則として、事業採択の単位とする。

## 第4 再評価の実施及び結果等の公表

### 1. 再評価の実施手続き

#### (1) 水資源機構等施行事業の取扱い

(1) 独立行政法人水資源機構法（平成15年法律第182号）第12条第1項第1号に規定する独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）施行のダム事業の取扱いは次のとおりとする。

##### ①再評価の実施主体

地方整備局及び水資源機構とする。

##### ②再評価の進め方

再評価に係る資料の作成及び対応方針（案）の決定は、地方整備局及び水資源機構が共同して行うものとする。

(2) 都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）第37条第1項4号に規定する都市基盤整備公団施行の河川事業の取扱いは次のとおりとする。

##### ①再評価の実施主体

地方公共団体及び都市基盤整備公団とする。

##### ②再評価の進め方

再評価に係る資料の作成及び対応方針（案）の決定は、地方公共団体と都市基盤整備公団が共同して行うものとする。

#### (2) 資料の提出先

直轄事業及び水資源機構施行事業（以下、「直轄事業等」という。）については、再評価に係る資料、対応方針（案）及びその決定理由等を本省河川局河川計画課（以下、「河川計画課」という。）に提出する（水資源機構施行事業については、地方整備局及び水資源機構の連名で河川計画課に提出する）ものとし、補助事業及び都市基盤整備公団施行事業（以下、「補助事業等」という。）については、再評価に係る資料、対応方針及びその決定理由等を当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、河川計画課に送付する（都市基盤整備公団施行事業については、地方公共団体及び都市基盤整備公団の連名で河川計画課に送付する）ものとする。

但し、地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業（以下「一括配分に係る事業」という。）について、補助事業等は地方支分部局等に送付するものとし、地方支分部局等は、直轄事業等にあつては対応方針及び対応方針の決定理由等を河川計画課に提出し、補助事業等にあつては補助金交付等に係る対応方針等を河川計画課に送付するものとする。

なお、対応方針（案）等の提出等については、再評価の実施後速やかに、直轄事業等にあつては別紙②④、補助事業等にあつては別紙③④により行うものとする。

### （３）河川整備計画の策定・変更が行われたときの対応について

実施要領第４ １（４）の規定に基づき河川整備計画の策定・変更により再評価の手続きが行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

## ２．再評価結果、対応方針等の公表

（１）公表は記者発表等により、本省河川局及び地方公共団体（補助事業等に係るものに限る。）で実施するものとするが、一括配分に係る事業については、本省河川局、地方支分部局及び地方公共団体（補助事業等に係るものに限る。）で実施するものとする。

（２）公表時期については、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後とする。ただし、個別箇所で予算内示されるダム事業は、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時とする。

（３）公表する内容は以下の通りとする。

①再評価手法とその考え方

②再評価結果、対応方針、対応方針の決定理由、結論に至った経緯及び再評価の根拠 等

## 第５ 再評価の方法

### １．再評価の視点

河川事業及びダム事業については、実施要領第５ ３に規定する各視点ごとに、以下の評価項目に基づいて再評価を実施するものとする。ただし、個別事業の特性等に応じて、適切に評価項目を選定するものとする。なお、以下の評価項目の一つである費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定するものとする。

（１）事業の必要性

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

1) 災害発生時の影響

2) 過去の災害実績

3) 災害発生の危険度

4) 地域開発の状況

5) 地域の協力体制

6) 関連事業との整合 等

なお、環境整備に係る事業にあつては、上記4)から6)に加え、

7) 河川環境等を取りまく状況

8) 河川及びダム湖等の利用状況 等

② 事業の投資効果

1) 費用対効果分析

③ 事業の進捗状況

1) 事業採択年

2) 用地着手年、工事着手年

3) 事業進捗状況 等

(2) 事業の進捗の見込み

① 今後の事業スケジュール 等

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性

① 代替案の可能性の検討

② コスト縮減の方策 等

## 第6 事業評価監視委員会

実施要領第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

## 第7 施行

1 この細目は、平成16年3月30日から施行する。

2 平成13年12月18日施行の「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(国河計第77号)は廃止する。